

税のお知らせ

12月の納税等

固定資産税／3期

保育料／12月分

納期限／12月26日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

土地・家屋の異動届けをお忘れなく

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。平成28年中に土地の現況地目を変更されたり、家屋を取り壊された場合には平成28年12月28日までに届け出をお願いします。

●土地の所有者変更や分筆等

法務局にて移転登記をしてください。

●家屋の所有者変更や取り壊し

・登記をしている家屋
法務局へ移転または滅失登記をしてください。
・登記をしていない家屋
役場税務課へ届け出をしてください。

●問合せ先

総務部税務課

ふるさと納税 ワンストップ特例制度

確定申告や住民税申告を行わない給与所得者や年金所得者等が、ふるさと納税(寄付)をした場合に、税務手続きが簡素化される制度です。

ワンストップ特例を受けるためには、左記の条件を満たす必要があります。

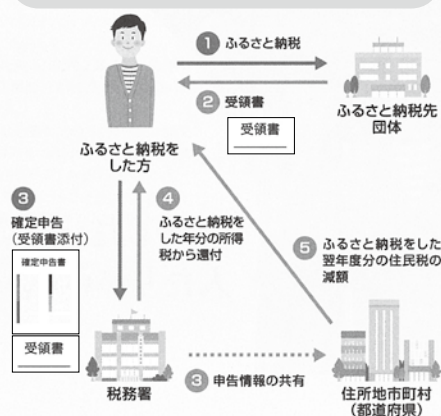
1. 確定申告や住民税申告が不要な給与所得者等であること

※年収2,000万円を超える所得者や、医療費控除のために確定申告をされる方を除きます。
2. 一年間のふるさと納税(寄付)先が5自治体以下であること

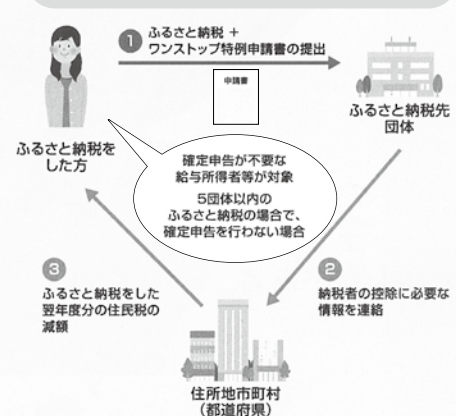
条件を満たす場合はふるさと納税(寄付)先に「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」を提出すれば、確定申告や住民税申告をしなくても控除がうけられます。

しかし、ワンストップ特例を申請された方でも、確定申告をするの特例が受けられなくなります。そのため、必ず確定申告時にふるさと納税の内容を記載してください。

確定申告を行う場合



ワンストップ特例が適用される場合



詳しくは総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)を「総務省ふるさと納税」と検索してください。

警察からのお知らせ けいさつだより 飛島村内犯罪状況 (28年10月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
10月	1	0	0	0	0
1~10月	3	3	0	1	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
10月	1	0	0	0	0
1~10月	4	0	0	0	3
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
10月	2	0	0	3	
1~10月	15	9	0	15	

